

株式会社膠原病研究所における

公的研究費に係る不正防止対策に関する取扱規程

平成30年1月31日制定

第1章 公的研究費にかかる不正防止対策の基本方針

(主旨)

第1条 この規程は、文部科学省および厚生労働省がそれぞれ制定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」ならびに経済産業省が制定した「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」および「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（以下、総称して「公的研究費ガイドライン」という）に基づき、当社において国や独立行政法人等から配分された公的研究費を活用する研究開発（以下、「本研究」という）を推進するために、公的研究費に係る不正防止対策の基本方針を以下の通り策定する。

(公的研究費ガイドラインの遵守)

第2条 当社は、本研究に係る公的研究費の管理・監査にあたっては、公的研究費ガイドラインを遵守する。

(責任体制)

第3条 公的研究費ガイドラインに定められている最高管理責任者（以下、「最高管理責任者」）を社長とする。最高管理責任者は、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者を定め、適切に責任体制を整備し、運用する。統括管理責任者を研究所長とする。コンプライアンス推進責任者を総務部長とする。

(適正な運営・管理の基盤)

第4条 公的研究費ガイドラインにより求められる社内の行動規範（以下、「行動規範」）は、本研究に係る株式会社膠原病研究所における科学研究費助成事業の研究実施規程および就業規則に関する社内規程とする。

2. 本研究に関わる当社の役員および従業員その他本研究に関わる者（以下、「構成員」）は、本研究や本研究に係る事務業務を行う際は、行動規範に従い、適正に実施する。
3. 研究者は、研究者としての誇りを持ちその使命を自覚して、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ、利益相反に係る諸問題等の研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を行わず、また加担及び黙認しない。
4. 本研究に係る研究データは、研究者個人の私的なものでなく、公的なものであるという意識を持ち、それらを適切に管理及び保存し、必要に応じて適切に開示することにより、本研究の成果の第三者による検証可能性を確保する。

5. 共同研究においては、個々の研究者が、それぞれ役割分担・責任を明確にするとともに、代表研究者は研究活動の全容を適切に把握・管理する。

(適正な運営・管理の基盤となる環境整備)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、部所内の本研究に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

第6条 公的研究費ガイドラインに従って、本研究に関わる構成員から誓約書を取得する。

(告発等の受付窓口等)

第7条 本研究に係る社内外からの不正の疑いの指摘および本研究に関わる構成員からの申出等(以下、「告発等」)の受付窓口ならびに公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口は、当社ウェブサイトに掲載している告発窓口を用いる。

(調査)

第8条 告発等を受け付けた場合、統括管理責任者は、直ちに委員の半数以上が第三者の有識者である調査委員会を設置する。その際、調査委員会の委員長は、統括管理責任者とする

2. 調査委員会は、告発等の内容の合理性、調査可能性等について予備調査を実施し、本調査の要否を判断する。

3. 本調査が必要と判断された場合、統括管理責任者は、本調査を実施する。

(懲戒手続)

第9条 公的研究費ガイドラインにより求められる懲戒の種類およびその適用に必要な手続等は、就業規則の定めに従うものとする。

第2章 競争的資金等の管理・監査等に関する規程

(コンプライアンス教育の実施)

第10条 不正防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての者に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督しなければならない。

2. 年1回、e-ラーニングの受講及びチェックシート、試験を実施する。

3. 年1回、コンプライアンス教育研修会を開催する。

4. 理解度の低い者は、再受講しなければならない。

5. 未受講者においては、申請及び運営・管理に携わることができないものとする。

(告発等の取扱)

第11条 不正行為の告発は「競争的資金等の不正使用に関する告発窓口」に基づいて取り扱われるものとし、告発から調査、判定、懲罰に至るまでの全過程の責任は当社代表取締役社長

が負う。但し、調査委員会の運営等の責任は調査委員長が負うものとする。

第 12 条 告発を受けた場合は、通報の受付から 30 日以内に、告発の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関および文部科学省にも報告しなければならない。

(調査委員会の設置及び調査)

第 13 条 調査が必要と判断された場合は、当該機関に属さない第三者を含む調査委員会を設置し、調査を実施する。第三者の調査委員は、機関および告発者、被告発者と直接の関係を有しない者でなければならない。調査委員会は不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

(調査の実施)

第 14 条 調査委員会は、速やかに被告発者及びその関係者からの聞き取り調査、関係資料等の閲覧調査を実施し、下記の内容に関して調査しなければならない。

- 1) 不正の有無
- 2) 不正の内容
- 3) 関与した者及びその関与の程度
- 4) 不正使用程度の相当額
- 5) その他調査することが合理的と判断される事項

また、同時に調査対象者や告発者に調査委員会メンバーの氏名や所属及び調査内容、調査期間等を通知しなければならない。

(研究費の一時的使用停止)

第 15 条 必要に応じて、当社は調査対象となっている被告発者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を一時的に命じることができる。

(判定及び認定)

第 16 条 調査委員会は、本調査の開始から、原則として 180 日以内に調査結果をまとめ、不正行為の有無について判定し、不正行為に関する証拠等で疑いの余地がない場合には、不正行為と認定する。但し、認定の前に被告発者に対して弁明の機会を与え、調査等の公正性を担保しなければならない。

2. 不正行為が認定された場合は、不正行為に関与した者及びその関与の程度、また不正使用の相当額についても認定するものとする。
3. 不正行為が認定されなかった場合は、その告発が正当なものであったかについても認定するものとする。但し、認定の前に告発者に対して弁明の機会を与え、調査等の公正性を担保しなければならない。

(不服申立)

第 17 条 不正行為を認定された被告発者は、認定後 2 週間以内に調査委員会に不服申立ができ

る。その場合、認定を不服とする合理的な理由又は認定を覆すに足る資料を付して、不服申立てをしなければならない。但し、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返して行うことはできない。

2. 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあった場合は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するとともに、再調査を行うことを決定したときは、調査委員会に再調査を行わせるものとする。
3. 最高管理責任者は、再調査の開始に当たり、不服申立てをした者に再調査への協力を要請するものとし、その協力が得られない場合には、再調査を中止することができる。この場合、最高管理責任者は直ちにその旨を委員長に通知する。
4. 調査委員会は、再調査を開始した日から概ね 50 日（悪意に基づく通報を行ったと認定された告発者からの不服申立てについては 30 日）以内に、先の認定を覆すか否かを決定する。

（配分機関の取扱）

第 18 条 配分機関へは、下記の内容について対応しなければならない。

- 1) 調査方針、調査対象及び方法等についての報告と協議。
- 2) 調査結果、不正発生要因、再発防止計画書等を含む最終報告書の提出。但し、期日の 210 日以内に調査が完了しない場合には、調査の中間報告書を提出すること。
- 3) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定のうえ、報告すること。
- 4) 配分機関が求めれば、調査終了前でも調査の進捗状況報告や中間報告の提出すること。
- 5) また当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じること（但し調査に支障がある等、正当な事由がある場合は除く）。
- 6) 上記 2) の調査結果については文部科学省にも報告しなければならない。

（調査への協力義務）

第 19 条 告発者、被告発者その他の構成員は、調査に対し、誠実に協力しなければならない。

（守秘義務）

第 20 条 調査委員会のメンバー及び調査に関係する者は、この規定に基づく調査で知り得た情報に関して守秘義務を遵守しなければならない。

（関係者の保護）

第 21 条 告発者及び調査関係者が、告発や情報提供等を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないように十分に配慮を行うものとする。

第 22 条 被告発者のプライバシー等の権利を不当に侵害することのように配慮し、不正行為がなかった場合には、被告発者の研究活動の正常化及び名誉回復の措置を講じるものとする。

（不正防止）

第 23 条 不正を発生させる要因について、会社全体の状況を把握し、体系的に整理し評価し、

不正を発生させる要因について、会社全体の状況を把握し、体系的に整理し評価する。

2. 競争的資金等の経理管理等の事務は総務部が所掌する。
3. 物品の発注の際、研究者は研究所長と協議の上、支出財源を特定しなければならない。
4. 総務部は、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行い、業者が持ち込んだ物品について検収を行わなければならない。
5. データベース、プログラム、デジタルコンテンツの開発・作成、ポスター作成、英文校正等、特殊な役務については、成果物を検収する。また機器の保守・点検等、成果物がない場合は、その作業等に総務部の担当者が立会い現地確認を行うことで検収とする。
6. 換金性の高い物品（特にパソコンやデジタル関連製品）を購入した場合は、当該物品に競争的資金等で購入した旨を明示し、さらに所在が分かるよう記録しなければならない。
7. 総務部は予算執行計画を掌握し、研究遂行が遅れている場合は理由を確認の上、研究所長に報告する。問題が生じている場合は、研究所長から当該研究者へ研究遂行について指導を行う。
8. 構成員は不正行為防止の観点から下記の内容を禁じる
 - 1) 利害関係者からの金銭、物品又は不動産の贈与。
 - 2) 利害関係者からの飲食の持てなし。
 - 3) 利害関係者から無償で物品又は不動産の貸付。
 - 4) 利害関係者から無償でサービスの提供。
 - 5) 利害関係者と共に麻雀・ゴルフや旅行。

(懲罰)

第 24 条 不正行為が認定された場合は、被告発者は懲戒処分（『就業規則』第 76 条で定める）や刑事告発等の対象になることもある。

(取引業者への対応、不正な取引に関与した業者の処分)

第 25 条 物品購入等の契約に係る業者に対して、当規程等の会社における競争的資金の管理・運営の方針、不正対策および措置について周知し、誓約書を提出するよう依頼する。

2. 不正な取引に関与した業者においては、取引停止の処置基準に基づく。

(公表)

第 26 条 調査結果の公表については、不正の有無、不正の内容等、プライバシーを十分に考慮したうえで当社のホームページで行なうものとする。

(モニタリング)

第 27 条 適切に競争的資金等の管理・執行が行われているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(内部監査)

第 28 条 会社の業務及び制度が法令及び社内規則等に基づき、適正に運用されているかについ

- て監査を行う。
2. 会社の会計処理が法令及び社内規則等に基づき、正当な証拠書類等により適正に行われているかについて監査を行う。

附則

この規程は、2018年1月31日から施行する。

別表

取引停止の措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が会社の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が国等の機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>(独占禁止法違反)</p> <p>3 会社発注の契約において、独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>4 国等の機関発注の契約において、独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>5 会社発注の契約において、次のイ、ロ又はハに掲げる者が、刑</p>	<p>取引停止を決定した日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>1月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>1月以上9月以内</p>

<p>法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。</p>	
<p>イ 代表役員等</p>	<p>4月以上12月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>3月以上12月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>3月以上12月以内</p>
<p>6 国等の機関発注の契約において、次のイ、ロ又はハに掲げる者が、刑法第96条の6に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>イ 代表役員等</p>	<p>3月以上12月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>1月以上12月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>1月以上12月以内</p>
<p>（落札決定後の契約締結の辞退）</p>	
<p>7 会社発注の契約に係る一般競争契約又は指名競争契約において、落札の決定後に契約締結を辞退したとき。</p>	<p>2週以上4月以内</p>
<p>8 国等の機関発注の契約に係る一般競争契約又は指名競争契約において、落札の決定後に契約締結を辞退し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2週以上2月以内</p>
<p>（契約辞退）</p>	
<p>9 会社発注の契約において、契約締結後、履行開始前に当該契約を辞退したとき。</p>	<p>2週以上4月以内</p>
<p>10 国等の機関発注の契約において、契約締結後、履行開始前に当該契約を辞退し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2週以上2月以内</p>
<p>（過失による粗雑な契約履行）</p>	
<p>11 会社発注の契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>1月以上6月以内</p>
<p>12 国等の機関発注の契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大で、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1月以上3月以内</p>

<p>(事故)</p> <p>1 3 会社発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>1 4 国等の機関発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>1 5 会社発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>1 6 国等の期間発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>1 月以上 6 月以内</p> <p>1 月以上 3 月以内</p> <p>2 週以上 4 月以内</p> <p>2 週以上 2 月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>1 7 会社発注の契約において、納品の事実を偽ったと認められるとき。</p> <p>1 8 国等の機関発注の契約において、納品の事実を偽り、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>1 9 会社発注の契約において、提出書類に意図的な虚偽があったと認められるとき。</p> <p>2 0 国等の機関発注の契約において、提出書類に意図的な虚偽があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>2 1 第 7 号から第 2 0 号までに掲げる場合のほか、会社発注の契約において、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>2 2 第 7 号から第 2 0 号までに掲げる場合のほか、国等の機関発注の契約において、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>3 月以上 2 4 月以内</p> <p>2 月以上 2 4 月以内</p> <p>1 月以上 6 月以内</p> <p>1 月以上 3 月以内</p> <p>2 週以上 4 月以内</p> <p>2 週以上 2 月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>2 3 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(その他)</p>	<p>1 月以上 9 月以内</p>

<p>24 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不当であると認められるとき。</p>	<p>1月以上9月以内</p>
---	-----------------

研究費の運営・管理に係る誓約書提出に関する要項

平成28年4月1日制定

(目的)

第1 この要項は、株式会社膠原病研究所（以下「当社」）における研究費の取扱い及び不正使用防止に関する構成員の誓約する書面（以下「誓約書」）の提出に関し必要な事項を定めるものとする。

(提出時期)

第2 誓約書は、当社が提出を求める時期に提出するものとする。

(誓約書の提出要請及び管理監督)

第3 コンプライアンス推進責任者は、構成員に対して、誓約書の提出を求めるとともに、提出状況を管理監督する。

(誓約書の様式等)

第4 構成員は次のいずれか該当する様式の誓約書を提出するものとする。

- (1) 「様式1」の提出者は、研究費の運営・管理に関わる研究者とする。
- (2) 「様式2」の提出者は、研究費に係る事務処理等を担当する職員で、契約、雇用、旅費、謝金関係等の業務を担当する職員及び研究費の配分機関への申請手続きや決定後の事務処理等を担当する職員。

様式1（研究者用）

誓約書

- 1 私は、株式会社膠原病研究所の学術研究に係る行動規範及び株式会社膠原病研究所の研究費の適正使用のための取組指針を遵守します。
- 2 研究活動にあっては、研究の自立性が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚して、株式会社膠原病研究所の関係規則等を遵守し、研究活動の不正行為を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しない、常に正直、誠実に判断して行動することを約束します。
- 3 経費の執行にあっては、株式会社膠原病研究所の関係規則及び当該研究費に関し定められた助成条件や使用ルール等を遵守し、研究費を公正かつ効率的に使用し、不正使用を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しないことを約束します。
- 4 不正行為の存在を知った場合は速やかに告発窓口に通報します。
- 5 コンプライアンス教育を受講します。
- 4 規則等に違反して、不正を行った場合並びに私の責任で株式会社膠原病研究所に不利益を与えた場合は、株式会社膠原病研究所並びに配分機関の処分及び法的な責任は私が負うことを誓約します。

年 月 日

株式会社膠原病研究所長 殿

氏名（自署）

様式2（研究支援者用）

誓約書

- 1 私は、株式会社膠原病研究所の学術研究に係る行動規範及び株式会社膠原病研究所の研究費の適正使用のための取組指針を遵守します。
- 2 研究活動並びに経費執行の支援にあつては、株式会社膠原病研究所の関係規則及び当該研究費に関し定められた助成条件や使用ルール等を遵守し、研究費を公正かつ効率的に使用し、不正使用や研究における不正行為を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しないことを約束します。
- 3 不正行為の存在を知った場合は速やかに告発窓口に通報します。
- 4 コンプライアンス教育を受講します。
- 5 規則等に違反して、不正を行った場合並びに私の責任で株式会社膠原病研究所に不利益を与えた場合は、株式会社膠原病研究所並びに配分機関の処分及び法的な責任は私が負うことを誓約します。

年 月 日

株式会社膠原病研究所長 殿

氏名（自署）_____

取引業者の皆様

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てにあずかり、厚くお礼申し上げます。

当研究所では、研究所における架空取引等不正防止の観点から、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、研究活動の不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取り組みの一環として、当社と取引をさせていただいている業者の皆様方から、誓約書を提出していただくこととしました。

つきましては、本主旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印のうえご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1 ご提出をお願いする対象について

当研究所と取引のある業者の皆様方をお願いをしております。

2 誓約書のご記入方法について

代表者役職名については、直接当研究所との取引をしている部門責任者の方を記入して頂ければ差し支えありません。

3 提出先

株式会社 膠原病研究所 資金管理部

【郵送される場合】

〒673-1462 兵庫県加東市藤田944-25

株式会社 膠原病研究所 資金管理部

4 お問い合わせ先

株式会社 膠原病研究所 資金管理部

<TEL : 0795-42-8851 / E-mail: uemura@irdbio.co.jp >

誓約書

株式会社 膠原病研究所長 様

当社（当法人）は、株式会社 膠原病研究所との取引に当たり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 株式会社 膠原病研究所の競争的資金等による研究活動の不正行為防止のための取組みの趣旨を理解し、貴社規程等を遵守し、物品購入等に係る取引停止の取扱い等を遵守し、不正な取引には関与しないこと。
2. 株式会社 膠原病研究所における内部監査、その他調査等において、必要な場合には取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 万一、不正取引への関与が認められた場合には、株式会社 膠原病研究所における取引停止を含む処分を講じられても異議がないこと。
4. 株式会社 膠原病研究所の構成員から不正な取引・行為の依頼があった場合には、株式会社 膠原病研究所通報窓口に通報すること。

年 月 日

住 所 _____

社 名 _____

役職・氏名 _____

競争的資金等の運営・管理に関するコンプライアンス教育 理解度チェックリスト

競争的資金等の運営・管理に関する下記の項目について、理解できた項目にはチェック（レ）を入れて下さい。理解できなかった項目については、どのような点が理解できなかったかを具体的に記述して下さい。

社内の責任体系
(理解できなかった点)

ルールの明確化、統一化
(理解できなかった点)

職務権限
(理解できなかった点)

関係者の意識向上、コンプライアンス教育の必要性
(理解できなかった点)

不正使用等の告発の取り扱い
(理解できなかった点)

不正使用の調査及び不正に対する措置
(理解できなかった点)

不正を発生させる要因と不正防止計画
(理解できなかった点)

資金等の適正な使用と管理
(理解できなかった点)

資金等の管理・運営に関する当社でのルール
(理解できなかった点)

監査結果、当社の資金等の運営・管理状況と今後の改善点
(理解できなかった点)

株式会社膠原病研究所

競争的資金等に係る内部監査実施手順マニュアル

1. 監査対象

当社で研究活動を行っている研究者が受給する全ての競争的資金等について、前年度の契約実績の 100%とする

2. 監査実施回数

毎年 1 回、年度末に実施する

3. 監査手順・方法

監査人（監査役と総務部）による各種申請書、証憑類等の確認

↓

必要に応じて購入物品の現物確認や研究者、取引業者等へのヒアリング

↓

監査人による監査報告書の作成

4. 監査結果の報告

監査報告書を最高管理責任者（代表取締役社長）、監事及び会計監査人へ提出する

5. 改善措置

- ・ 監査で改善項目が生じた場合、最高管理責任者の指示に基づき、監査人は書面等により是正改善措置を求める
- ・ 必要に応じて監事及び会計監査人に是正改善措置についての助言を仰ぐ
- ・ 監査人は是正改善措置の実施状況及び効果等を調査・確認し、その結果を最高管理責任者へ報告する

6. 権限の付与

最高管理責任者は、監査を遂行するにあたり必要な権限を監査人に付与する。